

令和5年度 土木工事共通仕様書

新旧対照表

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	4	1	(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (使用機械) (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) 創意工夫等 (16) その他	1	1	1	4	1	(1) 工事概要 (主要工種以外は、原則まとめて1式表示にする) (2) 計画工程表 (主要工種以外は、原則まとめて1式表示にする) (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (使用機械) (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画 (段階確認・立会願 (計画)) (9) 現場閉所計画 (10) 品質証明書 (計画) (11) 安全管理 (予想される事故対策リスト、工事事故ハザードマップ) (12) 緊急時の体制及び対応 (13) 交通管理 (14) 環境対策 (15) 現場作業環境の整備 (16) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (再生資源利用計画書、再生資利用促進計画書、確認結果票) (17) 創意工夫等 (18) その他	追加・修正
1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」(令和4年3月16日改正 建経業第338号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」(令和5年10月2日改正 建経業第130号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	更新

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
1	1	1	12	5	(2) 補助技術者の配置 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者を兼ねることは禁止し、別紙「補助技術者通知書」を提出する。	1	1	1	12	5	(2) 補助技術者の配置 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同等以上の技術者を専任で2名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者を兼ねることは禁止し、別紙「補助技術者通知書」を提出する。（品質証明員通知書に含める）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	18	4	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	1	1	1	18	4	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を一定規模以上の工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	18		(新設)	1	1	1	18	5	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	新規追加
1	1	1	18	5	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	1	1	1	18	6	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を一定規模以上の工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	18		1	1	1	18	7	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他形質の変更に関して、発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続きの状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるかなど、適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	新規追加	
1	1	1	18		1	1	1	18	8	受注者は、建設現場等から土砂の搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称、所在地及び搬出量）と、前項で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づき通知しなければならない。	新規追加	
1	1	1	18		1	1	1	18	9	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先に搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合には、受領書の写しを提出しなければならない。	新規追加	
1	1	1	18	6	(略)	1	1	1	18	10	(略)	新規追加による番号修正
1	1	1	18	7	(略)	1	1	1	18	11	(略)	新規追加による番号修正
1	1	1	18	8	(略)	1	1	1	18	12	(略)	新規追加による番号修正
1	1	1	18	9	(略)	1	1	1	18	13	(略)	新規追加による番号修正
1	1	1	23		受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事内容、工事名、工期（終期日）時間帯、発注者名及び受注者名、電話番号を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	23	3	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事内容、工事目的、工期（終期日）時間帯、発注者名及び施工者名、電話番号を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	修正

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
1	1	1	26		1	1	1	26	28	受注者は、工事事故防止行動計画（静岡県交通基盤部 平成30年8月）に基づき「当該工事現場で予想される事故対策」に関して、「予想される事故対策リスト（様式〇〇）」（以下、「リスト」）を作成し、施工計画書に添付するとともに、予想される事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ」（以下「マップ」）を作成し、作業開始時までに現場に掲示するものとする。リストに記載する事故の種別は、「挟まれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「地下埋設物」「架空線」「第三者立入」「交通事故」「クレーン等の転倒」に係る事故とし、リスト作成に当たっては、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容に即した安全対策の具体的な実施内容を明記するものとする。また、受注者は、作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じて「リスト」及び「マップ」を随時更新するとともに、「リスト」を監督員に提出し「マップ」を現場に掲示するものとする。	新規追加
1	1	1	30	8	1	1	1	30	8	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。	誤字

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
1	1	1	32	5	1	1	1	32	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事 説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事 説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	14	1	1	1	32	14	14. (1)受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	(1)受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	(8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）	(8) 雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）	更新
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	更新
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	(15) 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	(15) 道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	更新
1	1	1	34	1	1	1	1	34	1	(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）	(17) 道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）	更新

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	34	1	(23) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	34	1	(23) 港湾法 (令和4年3月改正 法律第7号)	更新
1	1	1	34	1	(27) 下水道法 (令和3年5月改正 法律第31号)	1	1	1	34	1	(27) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号)	更新
1	1	1	34	1	(28) 航空法 (令和3年6月改正 法律第65号)	1	1	1	34	1	(28) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号)	更新
1	1	1	34	1	(42) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	34	1	(42) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号)	更新
1	1	1	34	1	(46) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)	1	1	1	34	1	(45) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号)	更新
1	1	1	34	1	(63) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	(63) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号)	更新
1	1	1	34	1	(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)	更新
1	1	1	34	1	(69) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	(69) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)	更新
1	1	1	34	1	(70) 所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	(70) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号)	更新
1	1	1	34	1	(74) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)	1	1	1	34	1	(74) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号)	更新
1	1	1	34	1	(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)	更新
1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)	1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)	更新
1	1	1	34	1	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	(82) 個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)	更新
1	1	1	37	1	なお、測量標 (仮BM) 及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	37	1	なお、測量標 (仮BM) 及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受け、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。	修正

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由																																
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																	
1	1	1			1	1	1	52		<p>石綿使用の有無 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p>	新規追加																															
1	2	1	0	1	1	2	1	0	1	<p>本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾・漁港土工、空港土工、その他これらに類する工種について適用する。</p>	誤植																															
1	2	2	0	0	1	2	2	0	0	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p>	読み替え																															
1	2	3	1	2	1	2	3	1	2	<p>表2-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">説明</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">土</td> <td>礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂質土及び砂</td> <td>砂</td> <td>バケット等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂 マサ土</td> </tr> <tr> <td>砂質土(普通土)</td> <td>掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>粘性土</td> <td>バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土</td> </tr> <tr> <td>高含水比粘性土</td> <td>バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの。</td> <td>条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩塊 玉石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土、岩塊、破砕された岩、ごろごろした河床</td> </tr> </tbody> </table>	名称			説明	概要	A	B	C	土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの。	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土		岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土、岩塊、破砕された岩、ごろごろした河床	誤字
名称			説明	概要																																						
A	B	C																																								
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土																																						
	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土																																						
		砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム																																						
	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土																																						
		高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの。	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土																																						
		岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土、岩塊、破砕された岩、ごろごろした河床																																						
1	2	3	2	7	1	2	3	2	7	<p>受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。</p>	誤植																															

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
1	2	3	3	14	1	2	3	3	14	誤植
				受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には、 沿道住民 に迷惑がかからないように つと めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とする。					受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には、 沿道住民及び道路利用者 に迷惑がかからないように 努 めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。	
1	2	3	7	2	1	2	3	7	2	誤植
				残土を受入れ地へ運搬する場合には、 沿道住民 に迷惑がかからないよう つと めなければならない。					残土を受入れ地へ運搬する場合には、 沿道住民及び道路利用者 に迷惑がかからないよう 努 めなければならない。	
1	2	4	3	15	1	2	3	3	15	誤植
				受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には 沿道住民 に迷惑がかからないように つと めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。					受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には 沿道住民及び道路利用者 に迷惑がかからないように 努 めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。	

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	2	4	4	16	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には 沿道住民 に迷惑がかからないように つと めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。	1	2	4	4	16	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には 沿道住民及び道路利用者 に迷惑がかからないように 努 めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。	誤植
1	3	1	0	3	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）（土木学会、平成30年3月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	受注者は、コンクリートの施工にあたり、 設計図書 に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] （土木学会、平成30年3月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。	誤植

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
1	3	3	2	1	1	3	3	2	1	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第55号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたいえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたいえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	1	3	5	4	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	修正
1	3	6	4	5	1	3	6	4	5	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] 5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	追加
1	3	7	3	3	1	3	7	3	3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 2018年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	追加

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
1	3	7	5	9	②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示したうえで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	1	3	7	5	9	②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示したうえで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針〔2020年制定〕（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	誤植
1	3	8	4		(新設)	1	3	8	4	4	受注者は、型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。	新規追加
1	3	8	4		(新設)	1	3	8	4	5	受注者は、型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。	新規追加
1	3	12	3	1	受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	誤植
2	2	3	1	1		2	2	3	1	1	JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材）	追加
2	2	3	2	3	気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする	2	2	3	2	3	気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	誤植
2	2	6	1	4	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	2	2	6	1	4	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	誤植

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由																												
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																													
2	2	6	3	5	2	2	6	3	5	追加																												
急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会 平成30年10月)の規格に適合するものとする。					急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定] JSCE-D102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会 2018年10月)の規格に適合するものとする。																																	
2	2	8	3	0	2	2	8	3	0	基準類の改定に伴う修正																												
再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。					再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。																																	
2	2	8	3	0	2	2	8	3	0	誤植																												
<p style="text-align: center;">表2-30 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">試験値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度(60℃) mm²/s</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以下</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成(石油学会法JPJ-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>					項 目	試験値	動 粘 度(60℃) mm ² /s	80~1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以下	密度(15℃) g/cm ³	報告	組成(石油学会法JPJ-5S-70-10)	報告	<p style="text-align: center;">表2-30 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">試験値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度(60℃) mm²/s</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以下</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成(石油学会規格JPJ-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>					項 目	試験値	動 粘 度(60℃) mm ² /s	80~1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以下	密度(15℃) g/cm ³	報告	組成(石油学会規格JPJ-5S-70-10)	報告	
項 目	試験値																																					
動 粘 度(60℃) mm ² /s	80~1,000																																					
引 火 点 ℃	250以上																																					
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下																																					
薄膜加熱質量変化率 %	±3以下																																					
密度(15℃) g/cm ³	報告																																					
組成(石油学会法JPJ-5S-70-10)	報告																																					
項 目	試験値																																					
動 粘 度(60℃) mm ² /s	80~1,000																																					
引 火 点 ℃	250以上																																					
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下																																					
薄膜加熱質量変化率 %	±3以下																																					
密度(15℃) g/cm ³	報告																																					
組成(石油学会規格JPJ-5S-70-10)	報告																																					
3	2	2	0	0	3	2	2	0	0	読み替え																												
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。					受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。																																	

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由																										
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																											
3	2	2	0	0	日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)	3	2	2	0	0	日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 環境省 水質汚濁に係る環境基準について (環境省告示第62号) (令和3年10月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)	修正																										
3	2	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) (平成30年10月) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	3	2	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) [2018年制定] (2018年10月) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月) 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成23年8月)	追加																										
3	2	3	2	4	②交通量が非常に多い期間	3	2	3	2	4	②交通量が非常に多い区間	誤植																										
3	2	3	13	3	(9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。	3	2	3	13	3	(9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。	脱字																										
3	2	3	14	2	なお、接着剤の試験方法としては「コンクリート標準示方書 (規準編)」 (土木学会、平成30年10月) における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書 (規準編)」 [2018年制定] (土木学会、2018年10月) における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	追加																										
3	2	3	32	3	<p style="text-align: center;">表2-10 要求性能の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	3	2	3	32	3	<p style="text-align: center;">表2-10 要求性能の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	JISの改正
項目	要求性能	確認方法																																				
		試験方法	試験条件	基準値																																		
母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																		
項目	要求性能	確認方法																																				
		試験方法	試験条件	基準値																																		
母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																		

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由																																																																																																						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																																																																																							
3	2	3	32	6	<p>表2-12 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 目試験箇所</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工場</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>※1 5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JISG3547の4.3</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公的試験機関</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷がついていないこと</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547準拠	※1 5巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JISG3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷がついていないこと	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回	3	2	3	32	6	<p>表2-12 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 目試験箇所</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工場</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>※1 5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JISG3547の4.3</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公的試験機関</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷がついていないこと</td> <td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547準拠	※1 5巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JISG3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷がついていないこと	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	JISの改正
項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																														
工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547準拠	※1 5巻線に1回																																																																																																														
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																														
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																														
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																														
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																																																																														
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回																																																																																																														
公的試験機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																														
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																														
	母材の健全性	母材に傷がついていないこと	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																														
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																																																																														
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回																																																																																																														
	項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																													
工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547準拠	※1 5巻線に1回																																																																																																														
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																														
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																														
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																														
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																																																																														
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																														
公的試験機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																														
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																														
	母材の健全性	母材に傷がついていないこと	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																														
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																																																																														
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																														
	3	2	4	4	21	(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを <u>う</u> ける側から開始しなければならない。	3	2	4	4	21	(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを <u>受</u> ける側から開始しなければならない。	誤植																																																																																																					
3	2	4	5	20	受注者は、泥水処理を行うにあたり、「水質汚濁に係わる環境基準について」（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	20	受注者は、泥水処理を行うにあたり、「水質汚濁に係わる環境基準」（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	修正																																																																																																						
3	2	5	3	4	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい <u>空げき</u> が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	2	5	3	4	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい <u>空隙</u> が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	誤植																																																																																																						

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由																																																		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																			
3	2	6	7	4	3	2	6	7	4	誤植																																																		
<p>表2-30 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空げき率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 25mmを超える骨材部分は、同質量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>					項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空げき率 (%)	3~12	<p>表2-30 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 25mmを超える骨材部分は、同質量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>					項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12																																			
項 目	基 準 値																																																											
安定度 kN	3.43以上																																																											
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																											
空げき率 (%)	3~12																																																											
項 目	基 準 値																																																											
安定度 kN	3.43以上																																																											
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																											
空隙率 (%)	3~12																																																											
3	2	6	7	4	3	2	6	7	4	追加																																																		
<p>(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、混合物の温度を決定するものとする。</p>					<p>(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。</p>																																																							
3	2	6	11	6	3	2	6	11	6	JISの改正																																																		
<p>表2-41 接着剤の規格 (鋼床版用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規 格 値</th> <th rowspan="2">試 験 法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5 (0.5)以下</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 4001</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>					項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833	粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5 (0.5)以下	JIS K 6833	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5400	低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5400	基盤目試験 (点)	10	JIS K 4001	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5400	<p>表2-41 接着剤の規格 (鋼床版用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規 格 値</th> <th rowspan="2">試 験 法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5 (0.5)以下</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 4001</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5400</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>					項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833	粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5 (0.5)以下	JIS K 6833	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5400	低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5400	基盤目試験 (点)	10	JIS K 4001	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5400	
項 目	規 格 値	試 験 法																																																										
	ゴムアスファルト系																																																											
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833																																																										
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5 (0.5)以下	JIS K 6833																																																										
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5400																																																										
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5400																																																										
基盤目試験 (点)	10	JIS K 4001																																																										
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5664																																																										
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5400																																																										
項 目	規 格 値	試 験 法																																																										
	ゴムアスファルト系																																																											
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833																																																										
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5 (0.5)以下	JIS K 6833																																																										
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5400																																																										
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5400																																																										
基盤目試験 (点)	10	JIS K 4001																																																										
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600																																																										
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5400																																																										

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由																																																																																								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																									
3	2	6	12	4	3	2	6	12	4	誤植																																																																																								
<p>表2-50 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 25mmを超える骨材部分は、同質量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>					項目	基準値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12	<p>表2-50 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 25mmを超える骨材部分は、同質量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>					項目	基準値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12																																																																									
項目	基準値																																																																																																	
安定度 kN	3.43以上																																																																																																	
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																																																	
空隙率 (%)	3~12																																																																																																	
項目	基準値																																																																																																	
安定度 kN	3.43以上																																																																																																	
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																																																	
空隙率 (%)	3~12																																																																																																	
3	2	10	1	1	3	2	10	1	1	削除追加																																																																																								
<p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。</p>					<p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに類する工種について定める。</p>																																																																																													
3	2	10	8	2	3	2	10	8	2	誤植																																																																																								
<p>受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認につとめ被害を与えないようにしなければならない。</p>					<p>受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。</p>																																																																																													
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	修正																																																																																								
<p>表2-60 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鋼材の板厚(mm)</th> <th colspan="7">鋼種</th> <th rowspan="2">0.22以下</th> <th rowspan="2">0.20以下</th> </tr> <tr> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> <th>SBHS400 SBHS400W</th> <th>SBHS500 SBHS500W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					鋼材の板厚(mm)	鋼種							0.22以下	0.20以下	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下				25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下				50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下				<p>表2-60 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鋼材の板厚(mm)</th> <th colspan="7">鋼種</th> <th rowspan="2">0.22以下</th> <th rowspan="2">0.20以下</th> </tr> <tr> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> <th>SBHS400 SBHS400W</th> <th>SBHS500 SBHS500W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					鋼材の板厚(mm)	鋼種							0.22以下	0.20以下	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下				25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下				50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下				
鋼材の板厚(mm)	鋼種							0.22以下	0.20以下																																																																																									
	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																																																																											
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																													
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																													
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																													
鋼材の板厚(mm)	鋼種							0.22以下	0.20以下																																																																																									
	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																																																																											
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																													
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																																													
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																													
3	2	14	2	6	3	2	14	2	6	修正																																																																																								

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	17	3	1	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を <u>う</u> けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	3	2	17	3	1	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を <u>受</u> けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	誤植
3	2	17	3	2	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <u>策定</u> について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。						受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <u>改正</u> について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。	修正
6	1	1	1	6	受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	6	1	1	1	6	受注者は、河川工事の仮締切、瀬 <u>替</u> え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	誤植
6	3	2	0	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 国土交通省 河川砂防技術基準（令和3年4月） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）	6	3	2	0	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和4年3月）	基準類の改定に伴う修正
6	3	5	6	6	(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが <u>さ</u> けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	6	3	5	6	6	(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが <u>避</u> けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	誤植
6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月）	誤植
6	4	9	10	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）	6	4	9	10	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）	誤植
6	4	14	6	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）	6	4	14	6	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）	誤植
6	4	15	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）	6	4	15	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）	誤植
6	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	6	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月）	誤植

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
6	5	10	10	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	6	5	10	10	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
6	5	15	6	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	6	5	15	6	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
6	5	16	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	6	5	16	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
6	5	17	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	6	5	17	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
7	2	5	4	1	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に つと めなければならない。	7	2	5	4	1	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に 努 めなければならない。	誤植
7	2	5	11	12	受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に つと めなければならない。	7	2	5	11	12	受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に 努 めなければならない。	誤植
7	2	5	11	24	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に つと めなければならない。	7	2	5	11	24	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に 努 めなければならない。	誤植
8	1	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)(平成25年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(維持管理編)(平成30年10月)	8	1	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)【2013年制定】(2013年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)【2017年制定】(2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(維持管理編)(2018年10月)	追加
8	1	8	1	1	本節は、コンクリートえん堤工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、コンクリートえん堤本体工、コンクリート 側壁工 、コンクリート 副えん堤工 、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	8	1	8	1	1	本節は、コンクリートえん堤工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、コンクリートえん堤本体工、コンクリート 副えん堤工 、コンクリート 側壁工 、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	誤植
8	3	2	0	0	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(平成25年10月)	8	3	2	0	0	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(平成25年10月)	修正
8	3	2	0	0	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)	8	3	2	0	0	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(平成24年5月)	修正
8	3	2	0	0	斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領(平成28年3月)	8	3	2	0	0	斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領(平成28年3月)	スペース

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
8	3	5	1	1	本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	8	3	5	1	1	本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	誤植
8	3	6	1	1	本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水柵工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。	8	3	6	1	1	本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場打水路工、集水柵工その他これらに類する工種について定める。	誤植
8	3	9	1	3	受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。	8	3	9	1	3	受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を避けるように施工しなければならない。	誤植
8	3	9	3	3	受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。	8	3	9	3	3	受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を避けなければならない。	誤植
9	1	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	9	1	2	0	0	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2013年制定〕（2013年10月）	追加
9	1	3	5	1	なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更する場合があるものとする。	9	1	3	5	1	なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更を指示する場合があるものとする。	誤植
9	1	4	7	4	バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ、速やかなものとする。	9	1	4	7	4	バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ速やかなものとする。	誤植
9	1	4	9	8	受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならない。	9	1	4	9	8	受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変を避けるようコンクリートを打込まなければならない。	誤植
9	2	3	3		2-3-3 過掘の処理 1. 受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。 2. 受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督員と協議しなければならない。	9	2	3	3		2-3-3 過掘りの処理 1. 受注者は、過掘りのない様に施工しなければならない。 2. 受注者は、過掘りをした場合は、その処理について監督員と協議しなければならない。	誤植
10	1	2	0	0	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	1	2	0	0	また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	読み替え

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	1	2	0	0	日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	10	1	2	0	0	日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	基準類の改定に伴う修正
10	1	2	0	0	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)	10	1	2	0	0	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)	修正
10	1	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー	10	1	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー	スペース
10	1	9	9	0	1-9-9 マイクロフィルム等 静岡県が管理する橋長2.0m以上かつ、路面からの土被り厚の最小値が1.0m未満のボックスカルバートは、マイクロフィルム化の対象とし、作成については、第10編3-6-10マイクロフィルム等の規定による。	10	1	9	9	0	1-9-9 設計図書の保存 静岡県が管理する橋長2.0m以上かつ、路面からの土被り厚の最小値が1.0m未満のボックスカルバートは、電子化による工事履歴の保存の対象とし、電子化については、第10編3-6-10設計図書の保存の規定による。	修正
10	2	5	1	2	排水構造物工 (路面排水工) の施工については、道路土工要領の排水施設の施工の規定及び10編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹 (街渠樹) ・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	5	1	2	排水構造物工 (路面排水工) の施工については、道路土工要領の排水施設の施工の規定及び10編10-2-5-3側溝工、10編10-2-5-5集水樹 (街渠樹) ・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
10	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧4-1. 施工」 (日本道路協会、令和3年3月) の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定及び第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧4-1. 施工」 (日本道路協会、令和3年3月) の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、第3編3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
10	2	9	1	3	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」 (日本道路協会、令和2年6月) の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」 (全国道路標識・標示業協会、令和元年8月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」 (日本道路協会、令和2年6月) の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、第3編3-2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」 (全国道路標識・標示業協会、令和4年1月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
10	2	10	1	3	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」及び第3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	10	1	3	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」及び第3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	修正

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
10	2	10	2	2	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。	10	2	10	2	2	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。	修正
10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)	誤植
10	3	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	10	3	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	スペース
10	3	6	8	4	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	3	6	8	4	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
10	3	6	10	1	3-6-10 マイクロフィルム等 1. 受注者は、工事完了時に下記の図面についてマイクロフィルム化し、アパーチュアカードを作成して監督員に提出するものとする。 (アパーチュアカード化対象図面) 平面図・縦断面図・橋梁一般図・構造図・その他保管が必要な図面 2. 受注者は、工事完了後に下記の設計関連図書についてマイクロフィルム化し、フィッシュフィルムを作成して監督員に提出するものとする。 (フィッシュフィルム化対象図面) 設計計算書・材料計算書・契約書・橋梁設計調書・概要書・その他保管が必要な図面	10	3	6	10	1	3-6-10 設計図書の保存 1. 受注者は、設計図書の保存のため、工事完了時に下記の図面・関連図書について電子化し、監督員に提出するものとする。 図面(平面図・縦断面図・橋梁一般図・構造図・その他保管が必要な図面) 関連図書(設計計算書・材料計算書・契約書・橋梁設計調書・概要書・その他保管が必要な資料) なお、関連図書のうち、設計業務委託などの成果品として、別途電子化されている資料は対象外とする。	修正
10	3	6	10	3	マイクロフィルム(アパーチュアカード及びフィッシュフィルム(以下同じ))の作成費用は、共通仮設費率に含むものとする。	10	3	6	10	2	電子化に要する費用は、共通仮設費率に含むものとする。	修正
10	3	6	10	4	マイクロフィルムの提出は完成届書類の提出時とし、検査の対象とする。	10	3	6	10	3	電子化した資料の提出は完成届書類の提出時とし、検査の対象とする。	修正
10	3	6	10	5	マイクロフィルムの作成については、「完成橋梁マイクロフィルム作成要領」によるものとし、監督員の承諾または指示を受けることとする。	10	3	6	10	4	電子化については、監督員の承諾または指示を受けることとする。	修正
10	3	7	11	0	3-7-11 マイクロフィルム等 受注者は、完成図書および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。 マイクロフィルムの作成については、第10編3-6-11マイクロフィルム等の規定による。	10	3	7	11	0	3-7-11 設計図書の保存 受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。 電子化については第10編3-6-10設計図書の保存の規定による。	修正

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	3	8	9	6	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	3	8	9	6	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
10	3	8	14	0	3-8-14 マイクロフィルム等 受注者は、完成図書および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。 マイクロフィルムの作成については、第10編3-6-10マイクロフィルム等の規定による。	10	3	8	14	0	3-8-14 設計図書の保存 受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。 電子化については第10編3-6-10設計図書の保存の規定による。	修正
10	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)	誤植
10	4	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	10	4	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	スペース
10	4	5	10	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	4	5	10	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
10	4	8	1	0	本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	10	4	8	1	0	本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、設計図書の保存、その他これらに類する工種について定める。	追加
10	4	8	10	1	4-8-10 マイクロフィルム等 受注者は、完成図面および関連図書をマイクロフィルムに収め提出するものとする。 マイクロフィルムの作成については、第10編3-6-10マイクロフィルム等の規定による。	10	4	8	10	1	4-8-10 設計図書の保存 受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。 電子化については第10編3-6-10設計図書の保存の規定による。	修正
10	4	8	10	2	受注者は、工事完了後「橋梁台帳」または立体横断施設維持管理システムに基づく「横断歩道橋台帳」を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。	10	4	8	10	2	受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。	削除
10	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	10	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)	誤植
10	5	2	0	0	建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案)	10	5	2	0	0	建設省 土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案)	スペース
10	5	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	10	5	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	スペース
10	5	5	6	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	5	5	6	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
10	5	6	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	5	6	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
10	5	7	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	5	7	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
10	5	8	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	5	8	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
10	5	10	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	5	10	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
10	5	11	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	5	11	3	0	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
10	5	13	1	0	本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、マイクロフィルム等、その他これらに類する工種について定める。	10	5	13	1	0	本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、 設計図書の保存 、その他これらに類する工種について定める。	修正
10	5	13	9	1	5-13-9 マイクロフィルム等 受注者は、完成図面および関連図書を マイクロフィルムに 収め提出するものとする。 マイクロフィルムの作成 については、第10編3-6-10 マイクロフィルム等 の規定による。	10	5	13	9	1	5-13-9 設計図書の保存 受注者は、完成図書および関連図書を 電子化し 、提出するものとする。 電子化 については第10編3-6-10 設計図書の保存 の規定による。	修正
10	5	13	9	2	受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。	10	5	13	9	2	受注者は、工事完了後「橋梁台帳」 または立体横断施設維持管理システムに基づく「横断歩道橋台帳」 を作成し、完成届出書と併せて提出しなければならない。	追加
10	6	2	0	0	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	10	6	2	0	0	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	誤植
10	6	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	10	6	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	スペース
10	6	3	2	1	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を さ け、余掘を少なくするように施工しなければならない。	10	6	3	2	1	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を 避 け、余掘を少なくするように施工しなければならない。	誤植

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
10	6	5	3									
10	6	5	3							11	トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	追加
10	6	5	3	11						12	(略)	新規追加による番号修正
10	6	5	3	12						13	(略)	新規追加による番号修正
10	6	10	0	4						4	受注者は、完成図面、関係資料等について県の定めた要領により「道路トンネルマイクロフィルム」を作成し、提出するものとする。 受注者は、完成図面、関連図書を電子化し、提出するものとする。 電子化については第10編3-6-10設計図書の保存の規定による。(橋梁をトンネルに読み替える)	修正
10	7	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	10	7	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	誤植
10	7	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	10	7	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)	誤植
10	7	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	10	7	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	スペース
10	7	4	3	2	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	7	4	3	2	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植
10	7	6	6	1	7-6-6 マイクロフィルム等 受注者は、完成図面をマイクロフィルムに収め提出するものとする。	10	7	6	6	1	7-6-6 設計図書の保存 受注者は、完成図面および関連図書を電子化し、提出するものとする。 電子化については第10編3-6-10設計図書の保存の規定による。(橋梁をコンクリートシェッドに読み替える)	修正
10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)	誤植
10	8	2	0	0	日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	10	8	2	0	0	日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	発行日修正
10	8	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説	10	8	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	スペース
10	8	5	6	5	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)	10	8	5	6	5	「道路橋支承便覧 第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)	誤植

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	8	7	6	1	8-7-6 マイクロフィルム等 受注者は、完成図面をマイクロフィルムに収め提出するものとする。	10	8	7	6	1	8-7-6 設計図書の保存 受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。 電子化については第10編3-6-10設計図書の保存の規定による。(橋梁を鋼製シェッドに読み替える)	修正
10	9	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説	10	9	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	スペース
10	10	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説	10	10	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	スペース
10	11	2	0	0	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説(平成28年8月)	10	11	2	0	0	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	誤植
10	11	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説	10	11	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	スペース
10	12	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説	10	12	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	スペース
10	13	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	10	13	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	スペース
10	14	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説	10	14	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	スペース
10	14	14	7	5	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。	10	14	14	7	5	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に努めなければならない。	誤植
10	14	20	4	0	受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	10	14	20	4	0	受注者は、路肩 正整 修正の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	誤字
10	15	2	0	0	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	10	15	2	0	0	日本建設機械 施工 協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	修正
10	15	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説	10	15	2	0	0	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	スペース
10	15	3	1	9	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。	10	15	3	1	9	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に 努 めなければならない。	誤植

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
10	15	3	5	4	10	15	3	5	4	修正
										受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック(除雪編)8.5.8貯蔵及び積み込み」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
10	16	2	0	0	10	16	2	0	0	スペース
										日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説
10	16	19	1	5	10	16	19	1	5	修正
										受注者は、完成図面をマイクロフィルムに収め提出するものとする。 マイクロフィルムの作成については、第10編3-6-10マイクロフィルム等の規定による。
10	16	24	4	29	10	16	24	4	29	修正
										超音波探傷試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会「NDISO601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。
10	16	26	1	5	10	16	26	1	5	修正
										受注者は、完成図面、関係資料等について県の定めた要領により「道路トンネルマイクロフィルム」を作成し、提出するものとする。
10	16	26	1	5	10	16	26	1	6	修正
										また、工事完了後監督員から「トンネル台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を提示または提出しなければならない。
										受注者は、完成図書および関連図書を電子化し、提出するものとする。 電子化については第10編3-6-10設計図書の保存の規定による(橋梁をトンネルに読み替える) 6. 受注者は、工事完了後監督員から「トンネル台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を提示または提出しなければならない。

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
11	1	2	1	0	(前略) 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月) (中略) 国土交通省 発生土利用基準 (平成18年6月) (後略)	11	1	2	1	0	(前略) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月) (中略) 国土交通省 発生土利用基準について (平成18年8月) (後略)	誤植
11	2	3	2	2	(3) シバ類その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表(案)、表2-5その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。	11	2	3	2	2	(3) シバ類、 草花類及び その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表(案)、表2-5 草花類の品質規格表(案)及び表2-6 その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。	国改定による
					(新設)							国改定による追加
					表2-5その他地被類の品質規格表(案)						表2-6その他地被類の品質規格表(案)	新規追加による番号修正

表2-5 草花類の品質規格表 (案)

項目	規格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
花	花芽の着花が良好かしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病害	発生がないもの。
虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
11	4	2	1	0	<p>(前略)</p> <p>国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】(平成25年3月)</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(令和元年7月)</p> <p>日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説(平成20年2月)</p> <p>国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計ガイドライン(案)(改訂版)(平成27年9月)</p> <p>(中略)</p> <p>日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2009年版(平成21年10月)</p> <p>(中略)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成22年1月)</p> <p>インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領(平成19年3月)</p> <p>(中略)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧(平成25年12月)</p>	11	4	2	1	0	<p>(前略)</p> <p>国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(令和4年3月)</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(令和元年7月)</p> <p>日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり(改訂版) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説(平成29年9月)</p> <p>国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)(平成29年9月)</p> <p>(中略)</p> <p>日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2019年版(令和元年9月)</p> <p>(中略)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)</p> <p>インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領(平成29年3月)</p> <p>(中略)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)</p>	誤植
					<p>(中略)</p> <p>土木学会 舗装標準示方書(平成27年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)</p>						<p>(中略)</p> <p>土木学会 舗装標準示方書(平成27年10月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定](2018年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定](2018年3月)</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版](平成24年6月)</p>	
11	4	3	1	2	受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成31年4月)第2編第2章配管工および第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	11	4	3	1	2	受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、令和4年8月)第2編第2章配管工事および第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	基準類の改定に伴う修正

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)						新条文 (令和5年12月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
11	4	3	2	1	JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)	11	4	3	2	1	JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)	誤植
11	4	6	2	1	JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)	11	4	6	2	1	JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)	誤植
11	5	2	1		土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成30年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成30年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)	11	5	2	1		土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] (平成24年6月)	誤植

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
13	1	27	3		(新設)	13	1	27	3		<p>6. 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。</p> <p>①再利用品の場合</p> <p>イ) 引張試験による強度評価の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの ・提出資料：全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表・強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。 <p>ロ) 使用履歴による強度評価の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表） ・強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9（一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。 <p>ハ) 使用履歴（ICタグ）による強度評価の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの ・提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書 ・強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。 	国改定による追加
											<p>②未使用品の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの ・提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表） 	

令和5年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和4年7月版)					新条文 (令和5年12月版)					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
13	5	2	1		13	5	2	1		基準類の改定に伴う修正
日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月) (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年度版) 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)					日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和5年3月) (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2023年度版) 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和4年4月)					
13	6	2	1		13	2	2	1		
日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月) (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年度版) 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)					日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和5年3月) (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2023年度版) 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和4年4月)					基準類の改定に伴う修正
13	7	2	1		13	7	2	1		
日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和3年3月) (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2015年度版) 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和2年4月)					日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成30年5月) 国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和5年3月) (社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (2023年度版) 水産庁漁港漁場整備部 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (令和4年4月)					

現行(令和4年7月版)

巻末-1

	特記仕様書名称等	適用条件等		通知文等		掲載 ページ
		条件1(内容等)	条件2(設計金額等)	通知日	文書番号	
1	急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	対象工事		H10.5.19	砂第49号	2
2	漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書	漁港における海上工事		H21.1.19	港漁第206号	3
3	砂防ソイルセメント (ISM) 工法特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H21.10.16	河砂第112号	4
4	砂防ソイルセメント 転圧タイプ (INSEM 工法) 特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H29.5.31	河砂第53号	5
5	工事安全管理に関する特記仕様書	土木工事		H30.9.25 R1.9.25	建工第47号 事務連絡	13

巻末-13~巻末-16
工事安全管理に関する特記仕様書

改正(令和5年12月版)

巻末-1

	特記仕様書	適用
1	ICT活用工事(土工・ICT導入型)特記仕様書	
2	ICT活用工事(土工・受注者希望型)特記仕様書	
3	ICT活用工事(舗装工・受注者希望型)特記仕様書	
4	ICT活用工事(地盤改良工・受注者希望型)特記仕様書	
5	3次元データ納品工事に関する特記仕様書	
6	建設キャリアアップシステム活用工事特記仕様書	
7	建設現場における快適トイレ設置特記仕様書	
8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書	
9	【土木】 遠隔地からの労働者確保に関する特記仕様書	
10	【港湾】 遠隔地からの労働者確保に関する特記仕様書	
11	週休2日推進工事特記仕様書(発注者指定型)	
12	交通誘導員の確保に関する特記仕様書	
13	概算数量発注方式の実施に関する特記仕様書	
14	遠隔臨場の試行に関する特記仕様書	
15	特記仕様書(ゴム製品等の品質確認)	
16	QJTモデル工事特記仕様書	
17	監理タイムマネジメント特記仕様書	
18	アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書	
19	急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	
20	砂防ソイルセメント (ISM) 工法特記仕様書	
21	砂防ソイルセメント 転圧タイプ (INSEM工法) 特記仕様書	
22	漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書	
23	建設関連業務委託の安全管理に関する特記仕様書	

1. この工事に適用する特記仕様書は「適用」欄に○印の記載のあるものである。
 2. 適用する特記仕様書の内容は静岡県HPから確認するとともに、必要に応じて施工計画書等に反映させるものとする。
 静岡県HP(特記仕様書の掲載省略)
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsuict/1003499/1049093/1047792.html>
 静岡県HP(特記仕様書一覧表(土木))
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsuict/1003499/1049093/1047788.html>
 3. 本表にないが当該工事に適用する特記仕様書は個々に編さんする。

改定理由

編纂省略特記仕様書(技術調査課)を掲載

巻末-13~巻末-16
(削除)

共通仕様書編入のため削除

現行(令和4年7月版)	改正(令和5年12月版)	改定理由																	
<p>巻末-17 品質証明実施基準 1.～4. (略)</p> <p>巻末-18 5.品質証明書の内容及び実施時期 受注者は、品質証明の内容及び実施時期を第1編1-1-4「施工計画書(16)その他」に品質証明書(様式27-1)を記載しなければならない。</p> <p>巻末-14 様式27-1 品質証明書 (略)</p>	<p>巻末-13 品質証明実施基準 1.～4. (略)</p> <p>巻末-14 5.品質証明書の内容及び実施時期 受注者は、品質証明の内容及び実施時期を第1編1-1-4「施工計画書(10)品質証明(計画)」に品質証明書(様式27-1)を記載しなければならない。</p> <p>巻末-15 様式27-1 品質証明書 (略)</p>	<p>施工計画書見直しに伴う修正 (以降ページ番号繰り上げ)</p>																	
<p>巻末-15 様式27-2 品質証明員通知書</p> <div data-bbox="304 539 931 1289" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>様式27-2 土木工事共通仕様書第3編1-1-9 ※様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を採用してもよい。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総括監督員 様</p> <p style="text-align: center;">受 注 者 住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">品質証明員通知書</p> <p>年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、土木工事共通仕様書第3編1-1-9に基づき、下記のとおり品質証明員を通知します。</p> <p>年度 工事名工事</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>品質証明員○○○○</p> </div>	<p>巻末-16 様式27-2 品質証明員通知書(補助技術者通知書)</p> <div data-bbox="1279 539 1928 1289" style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>様式27-2 土木工事共通仕様書第3編1-1-9 (土木工事共通仕様書第1編1-1-12) ※様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を採用してもよい。</p> <p style="text-align: center;">品質証明員通知書 (補助技術者通知書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総括監督員 様</p> <p style="text-align: center;">(受注者) 住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>年 月 日 付けをもって請負契約を締結した次の工事について、土木工事共通仕様書 第3編1-1-9 (第1編1-1-12) に基づき、下記のとおり品質証明員(補助技術者)を定めたので、通知する。</p> <p>工事名</p> <p>品質証明員氏名 (補助技術者氏名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職名</th> <th rowspan="2">氏名</th> <th colspan="2">(補助技術者資格区分)</th> </tr> <tr> <th>第7号第2号</th> <th>第27条第18第1項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質証明員 (補助技術者)</td> <td></td> <td></td> <td>イ ロ ハ</td> <td>監理技術者</td> </tr> <tr> <td>品質証明員 (補助技術者)</td> <td></td> <td></td> <td>イ ロ ハ</td> <td>監理技術者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※品質証明員(補助技術者)、第3編1-1-9(第1編1-1-12)の文字は該当するもののみ記入すること。 注1) 品質証明員は経歴書、職歴及び資格書の写しを添付すること 注2) 職歴は、10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする 注3) 補助技術者は資格者証の写しを添付するものとする。また、資格を実務経験とする場合には工事経歴を提出する。経歴書の提出は不要とする。 注4) (補助技術者資格区分)欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ 若しくは第27条第18第1項 監理技術者 の該当するものを○で囲むこと。</p> </div>	区分	職名	氏名	(補助技術者資格区分)		第7号第2号	第27条第18第1項	品質証明員 (補助技術者)			イ ロ ハ	監理技術者	品質証明員 (補助技術者)			イ ロ ハ	監理技術者	<p>様式(補助技術者通知書)見直しによる修正</p>
区分	職名				氏名	(補助技術者資格区分)													
		第7号第2号	第27条第18第1項																
品質証明員 (補助技術者)			イ ロ ハ	監理技術者															
品質証明員 (補助技術者)			イ ロ ハ	監理技術者															
<p>巻末-16～巻末-17 経歴書 (略)</p> <p>巻末-18 資格書の写し (略)</p> <p>巻末19～巻末-21 品質証明書(チェックリスト) (略)</p>	<p>巻末-17～巻末-18 経歴書 (略)</p> <p>巻末-19 資格書の写し (略)</p> <p>巻末20～巻末-22 品質証明書(チェックリスト) (略)</p>																		

現行(令和4年7月版)

土木工事共通仕様書に基づく主な提出書類様式一覧表

提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ
(請負代金内訳書)		第3編1-1-2請負代金内訳書	-
工程表	工事執行規則第20条	第3編1-1-3工程表及び工事 工程月報の提出	3
工事工程月報表	工事執行規則第20条		4
主任技術者等通知書	工事執行規則第22条	-	5
指示・承諾・協議・提出・報告書※	建設工事監督要領第6条	第1編1-1-2用語の定義	6
施工計画書		第1編1-1-4施工計画書	7
下請負人通知書〔提出不要〕	工事執行規則第15条	第1編1-1-9工事の下請負	8
施工体制台帳	静岡県発注建設工事に係る建設生産シ ステム合理化指図書案の取扱について(令 和4年3月16日 建経業第338号)	第1編1-1-10施工体制台帳	9
再下請負通知書			11
施工体系図			13
補助技術者通知書		第1編1-1-12調査・試験に対 する協力	16
工期延長請求書	工事執行規則第30条	第1編1-1-15工期変更	18
変更工程表	工事執行規則第30条		19
支給材料受領書※	建設工事監督要領第6条		20
支給材料受払簿		第1編1-1-16支給材料及び貸 与品	21
支給品精算書※	-		22
貸与品借用書			23
貸与品返納書			24
現場発生品届※	建設工事監督要領第6条	第1編1-1-17工事現場発生品	25
再生資源利用計画書			26
再生資源利用促進計画書	建設リサイクルガイドライン	第1編1-1-18建設副産物	27
搬入・搬出調査			28
品質証明書※	品質証明実施基準	第3編1-1-9品質証明	巻末19
(レディーミクストコンクリート取扱基準)			-
(セメントコンクリート製品取扱基準)			-
(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験 の区分」の取扱いによる)		第2編第1章第2節工事材料の品 質	-
(盛土材料取扱基準)			-
使用材料品質証明書	-		29
材料検査簿	工事執行規則第24条		30
段階確認・立会願※	建設工事監督要領第6条	第3編1-1-6監督員による検 査(確認を含む)及び立会等	31
完成届出書	工事執行規則第39条	第1編1-1-20工事完成検査	32
修補完了届出書	工事執行規則第39条	第1編1-1-20工事完成検査	33
出来形確認請求書	工事執行規則第45条	第1編1-1-21出来形検査等	34
安全・訓練等の実施報告書		第1編1-1-26工事中の安全確 保	35
工事事故等発生報告書	工事事故対応マニュアル(平成30年7 月2日 建工第26号)	第1編1-1-29事故報告書	36
休日・夜間作業届※	建設工事監督要領第6条	第1編1-1-36施工時期及び施 工時間の変更	37
天災その他不可抗力による損害負担 請求書	天災その他不可抗力により工事出来形部 分等に損害を生じた場合等における事務 の取り扱いについて(昭和60年10月23日 管第434号)	第1編1-1-38不可抗力による 損害	38
(掛金取納書)※		第1編1-1-40保険の付保及び 事故の補償	-
県産材利用報告書		第1編1-1-46県産材の使用	40

改正(令和5年12月版)

土木工事共通仕様書に基づく主な提出書類様式一覧表

提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ
(請負代金内訳書) ※		第3編1-1-2請負代金内訳書	-
工程表	工事執行規則第20条	第3編1-1-3工程表及び工事 工程月報の提出	3
工事工程月報表	工事執行規則第20条		4
主任技術者等通知書	工事執行規則第22条	-	5
指示・承諾・協議・提出・報告書※	建設工事監督要領第6条	第1編1-1-2用語の定義	6
施工計画書		第1編1-1-4施工計画書	7
下請負人通知書〔提出不要〕	工事執行規則第15条	第1編1-1-9工事の下請負	8
施工体制台帳	静岡県発注建設工事に係る建設生産シ ステム合理化指図書案の取扱について(令 和5年10月2日 建経業第130号)	第1編1-1-10施工体制台帳	9
再下請負通知書			11
施工体系図			13
品質証明員(補助技術者)通知書※		第3編1-1-9品質証明 第1編1-1-12調査・試験に対 する協力	16
工期延長請求書	工事執行規則第30条	第1編1-1-15工期変更	17
変更工程表	工事執行規則第30条		18
支給材料受領書※	建設工事監督要領第6条		19
支給材料受払簿		第1編1-1-16支給材料及び貸 与品	20
支給品精算書※	-		21
貸与品借用(返納)書※			22
貸与品返納書			24
現場発生品届※	建設工事監督要領第6条	第1編1-1-17工事現場発生品	25
再生資源利用計画書			26
再生資源利用促進計画書	建設リサイクルガイドライン	第1編1-1-18建設副産物	27
搬入・搬出調査			28
品質証明書※	品質証明実施基準	第3編1-1-9品質証明	巻末13
(レディーミクストコンクリート取扱基準)			-
(セメントコンクリート製品取扱基準)			-
(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験 の区分」の取扱いによる)		第2編第1章第2節工事材料の品 質	-
(盛土材料取扱基準)			-
使用材料品質証明書	-		29
材料検査簿	工事執行規則第24条		30
段階確認・立会願※	建設工事監督要領第6条	第3編1-1-6監督員による検 査(確認を含む)及び立会等	31
完成届出書	工事執行規則第39条	第1編1-1-20工事完成検査	32
修補完了届出書	工事執行規則第39条	第1編1-1-20工事完成検査	33
出来形確認請求書	工事執行規則第45条	第1編1-1-21出来形検査等	34
安全・訓練等の実施報告書		第1編1-1-26工事中の安全確 保	35
工事事故等発生報告書	工事事故対応マニュアル(令和5年3 月13日 建工第72号)	第1編1-1-29事故報告書	36
休日・夜間作業届※	建設工事監督要領第6条	第1編1-1-36施工時期及び施 工時間の変更	37
天災その他不可抗力による損害負担 請求書	天災その他不可抗力により工事出来形部 分等に損害を生じた場合等における事務 の取り扱いについて(昭和60年10月23日 管第434号)	第1編1-1-38不可抗力による 損害	38
(掛金取納書) ※		第1編1-1-40保険の付保及び	38

改定理由

諸基準の改定
や内容見直し
に伴う変更

現行(令和4年7月版)				改正(令和5年12月版)				改定理由																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート</td> <td style="width: 25%;">交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン</td> <td style="width: 25%;">第1編 1-1-49 総合評価落札方式</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">41</td> </tr> <tr> <td>V E 提案書</td> <td>交通基盤部契約後 V E 方式実施要領</td> <td>第1編 1-1-50 契約後 V E 提案</td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> <tr> <td>砂防えん堤 堆砂量計測板台帳</td> <td></td> <td>第8編 1-11-7 堆砂量計測板</td> <td style="text-align: center;">47</td> </tr> </table> <p>注：() 内事項については当該基準等の提出様式による。 ※様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を準用してもよい。</p>				総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン	第1編 1-1-49 総合評価落札方式	41	V E 提案書	交通基盤部契約後 V E 方式実施要領	第1編 1-1-50 契約後 V E 提案	42	砂防えん堤 堆砂量計測板台帳		第8編 1-11-7 堆砂量計測板	47	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td></td> <td>事故の補償</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県産材利用報告書</td> <td></td> <td>第1編 1-1-46 県産木材の使用</td> <td style="text-align: center;">39</td> </tr> <tr> <td>総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート</td> <td>交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン</td> <td>第1編 1-1-49 総合評価落札方式</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td>V E 提案書</td> <td>交通基盤部契約後 V E 方式実施要領</td> <td>第1編 1-1-50 契約後 V E 提案</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> <tr> <td>砂防えん堤 堆砂量計測板台帳</td> <td></td> <td>第8編 1-11-7 堆砂量計測板</td> <td style="text-align: center;">46</td> </tr> <tr> <td>予想される事故対策リスト</td> <td>工事事務防止行動計画</td> <td></td> <td style="text-align: center;">47</td> </tr> </table> <p>注：() 内事項については当該基準等の提出様式による。 ※様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を準用してもよい。</p>						事故の補償		県産材利用報告書		第1編 1-1-46 県産木材の使用	39	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン	第1編 1-1-49 総合評価落札方式	40	V E 提案書	交通基盤部契約後 V E 方式実施要領	第1編 1-1-50 契約後 V E 提案	41	砂防えん堤 堆砂量計測板台帳		第8編 1-11-7 堆砂量計測板	46	予想される事故対策リスト	工事事務防止行動計画		47	<p>諸基準の改定や内容見直しに伴う変更</p>
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン	第1編 1-1-49 総合評価落札方式	41																																									
V E 提案書	交通基盤部契約後 V E 方式実施要領	第1編 1-1-50 契約後 V E 提案	42																																									
砂防えん堤 堆砂量計測板台帳		第8編 1-11-7 堆砂量計測板	47																																									
		事故の補償																																										
県産材利用報告書		第1編 1-1-46 県産木材の使用	39																																									
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン	第1編 1-1-49 総合評価落札方式	40																																									
V E 提案書	交通基盤部契約後 V E 方式実施要領	第1編 1-1-50 契約後 V E 提案	41																																									
砂防えん堤 堆砂量計測板台帳		第8編 1-11-7 堆砂量計測板	46																																									
予想される事故対策リスト	工事事務防止行動計画		47																																									

<p style="text-align: center;">現行(令和4年7月版)</p>	<p style="text-align: center;">改正(令和5年12月版)</p>	<p style="text-align: center;">改定理由</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>NO.6 施工計画書(表紙)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p>総括監督員 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 現場代理人</p> <p>令和 年度 工事 施工計画書について(提出)</p> <p>標記について土木工事共通仕様書 第1編1-1-4に基づき提出します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)工事概要 (2)計画工程表 (3)現場組織表 (4)指定機械(使用機械) (5)主要船舶・機械 (6)主要資材 (7)施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8)施工管理計画 (9)安全管理 (10)緊急時の体制及び対応 (11)交通管理 (12)環境対策 (13)現場作業環境の整備 (14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15)創意工夫等 (16)その他 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>NO.6 施工計画書(表紙)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p>総括監督員 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 現場代理人</p> <p>令和 年度 工事 施工計画書について(提出)</p> <p>標記について土木工事共通仕様書 第1編1-1-4に基づき提出します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械(使用機械) (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画 (9) 現場閉所計画 (10) 品質証明書 (11) 安全管理 (12) 緊急時の体制及び対応 (13) 交通管理 (14) 環境対策 (15) 現場作業環境の整備 (16) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (17) 創意工夫等 (18) その他 </div>	<p>施工計画の内容見直しによる修正</p>

現行(令和4年7月版)

様式第2号 年 月 日
施工体制台帳

[会社名・事業者ID] _____
 [事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日					
	工事業	大臣 特定 一般 第 号	年 月 日					
	工事業	大臣 特定 一般 第 号	年 月 日					
工事名称及び工事内容								
発注者名及び住所								
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日					
	至 年 月 日							
契約所	区分	名称	住所					
	元請契約							
	下請契約							
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外			
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		元請契約						
下請契約								
発注者の監督員名			権限及び意見申出方法					
監督員名			権限及び意見申出方法					
現場代理人名			権限及び意見申出方法					
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容						
監理技術者補佐名		資格内容						
専任技術者名		資格内容						
資格内容		資格内容						
拒工事内容		拒工事内容						
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無			

改正(令和5年12月版)

様式第2号 年 月 日
施工体制台帳

[会社名・事業者ID] _____
 [事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日					
	工事業	大臣 特定 一般 第 号	年 月 日					
	工事業	大臣 特定 一般 第 号	年 月 日					
工事名称及び工事内容								
発注者名及び住所								
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日					
	至 年 月 日							
契約所	区分	名称	住所					
	元請契約							
	下請契約							
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外			
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		元請契約						
下請契約								
発注者の監督員名			権限及び意見申出方法					
監督員名			権限及び意見申出方法					
現場代理人名			権限及び意見申出方法					
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容						
監理技術者補佐名		資格内容						
専任技術者名		資格内容						
資格内容		資格内容						
拒工事内容		拒工事内容						
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無					

改定理由

諸基準の改定による

現行(令和4年7月版)

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID			代表者名		
住所					
工事名称及び工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
			雇用保険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

改正(令和5年12月版)

改定理由

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID			代表者名		
住所					
工事名称及び工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
			雇用保険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

現行(令和4年7月版)

様式第3号 年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称・
事業者ID _____

会社名・
事業者ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注 文 者 と の 契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状 況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

改正(令和5年12月版)

様式第3号 年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称・
事業者ID _____

会社名・
事業者ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注 文 者 と の 契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状 況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----

改定理由

諸基準の改定
による

現行(令和4年7月版)

《再下請負関係》						
再下請負業者及び再下請負契約関係について次とおり報告いたします。						
会社名・事業者ID			代表者名			
住所電話番号						
工事名称及び工事内容						
工期	自	年	月	日	契約日	
	至	年	月	日	年	
					月	
					日	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	
					年	
					月	
					日	
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
現場代理人名			安全衛生責任者名			
権限及び意見申出方法			安全衛生推進者名			
主任技術者名	専任 非専任		雇用管理責任者名			
資格内容			専門技術者名			
			資格内容			
			担当工事内容			
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	
※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)						
再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)						

改正(令和5年12月版)

《再下請負関係》						
再下請負業者及び再下請負契約関係について次とおり報告いたします。						
会社名・事業者ID			代表者名			
住所電話番号						
工事名称及び工事内容						
工期	自	年	月	日	契約日	
	至	年	月	日	年	
					月	
					日	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	
					年	
					月	
					日	
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
現場代理人名			安全衛生責任者名			
権限及び意見申出方法			安全衛生推進者名			
主任技術者名	専任 非専任		雇用管理責任者名			
資格内容			専門技術者名			
			資格内容			
			担当工事内容			
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無	
※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)						
再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)						

改定理由

現行(令和4年7月版)

土木工事共通仕様書第3編1-1-12
別紙

補助技術者通知書

1 工事名
_____ 工事
(年 月 日契約締結)

2 補助技術者の氏名

区分	職名	氏名	資格区分 第7条第2号
補助技術者			イロハ

先に請負契約を締結した建設工事の補助技術者の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 職名 氏名 様
住所
受注者 商号
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

土木工事共通仕様書第3編1-1-12
別紙

補助技術者通知書
(補助技術者を監理技術者資格を有する者と同等の以上の技術者とする場合)

1 工事名
_____ 工事
(年 月 日契約締結)

2 補助技術者の氏名

区分	職名	氏名	資格区分 第27条の18第1項
補助技術者			監理技術者

先に請負契約を締結した建設工事の補助技術者の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 職名 氏名 様
住所
受注者 商号
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

改正(令和5年12月版)

様式27-2
土木工事共通仕様書第3編1-1-9
(土木工事共通仕様書第1編1-1-12)
※様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を準用してもよい。

品質証明員通知書
(補助技術者通知書)

年 月 日

総括監督員 様

(受注者)
住所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日 付けをもって請負契約を締結した次の工事について、土木工事共通仕様書 第3編1-1-9 (第1編1-1-12) に基づき、下記のとおり品質証明員(補助技術者)を定めたので、通知する。

工事名

品質証明員氏名
(補助技術者氏名)

区分	職名	氏名	(補助技術者資格区分)	
			第7号第2号	第27条第18第1項
品質証明員 (補助技術者)			イロハ	監理技術者
品質証明員 (補助技術者)			イロハ	監理技術者

※品質証明員(補助技術者)、第3編1-1-9(第1編1-1-12)の文字は該当するもののみ記入すること。
注1) 品質証明員は経歴書、職歴及び資格書の写しを添付すること
注2) 職歴は、10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする
注3) 補助技術者は資格者証の写しを添付するものとする。また、資格を実務経験とする場合には工事経歴を提出する。経歴書の提出は不要とする。
注4) (補助技術者資格区分)欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ 若しくは第27条第18第1項 監理技術者 の該当するものを○で囲むこと。

改定理由

品質証明員様式と共通化し削減

現行(令和4年7月版)

土木工事共通仕様書第1編 1-1-16

貸与品借用書

令和 年 月 日

様

住所
受注者 商号
氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

工事番号

建設工事名

年 月 日締結した請負契約に基づく下記物品借用了。

記

品名	規格	単位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件

土木工事共通仕様書第1編 1-1-16

貸与品返納書

令和 年 月 日

様

住所
受注者 商号
氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

工事番号

建設工事名

年 月 日締結した請負契約に基づく貸与品について、下記のとおり返納します。

記

品名	規格	単位	数量	返納場所	備 考

改正(令和5年12月版)

土木工事共通仕様書第1編 1-1-16

貸与品借用(返納)書

様

令和 年 月 日

受注者(住所)
(氏名)

(現場代理人氏名)

記

工事請負契約書第15条第3項(第9項)に基づき、下記のとおり貸与品を借用(返納)する。

工事名	契約年月日			令和 年 月 日			
品目	単位	数量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件	備考

備考

- 借用(返納)の文字は該当するもののみ記入すること。
- 第3項(第9項)の文字は該当するもののみ記入すること。

改定理由

国様式との標準化による修正

(新設)

※様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を準用してもよい。

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名		
元請建設工事業者等		
作成・更新年月日		工事責任者

土砂の搬出に係る土壌汚染対策等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果

諸基準の改定による追加

現行(令和4年7月版)

改正(令和5年12月版)

改定理由

(新設)

特記仕様書の
溶け込みによる
追加(巻末から
移動)

様式 1

予想される事故対策リスト

位置番号	【事故の種類】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
	【挟まれ・巻き込まれ】			/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
	【墜落・転落】			/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
	【地下埋設物】			/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
	【架空線】			/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
	【第三者立入】			/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
	【交通事故】			/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()
	【クレーン等の転倒】			/ 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()

※対策の策定にあたっては、下記資料等を参考に、当該現場状況に応じた対策を記載すること。

【参考資料】

- ・安全サポートマニュアル(中部地方整備局 令和2年11月改定版)
https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/anzen_support_r0211.pdf
- ・静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアル(静岡県交通基盤部 令和4年11月)
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/029/087/tikamai_jikobousi.pdf
- ・架空線等上空施設の事故防止マニュアル(案)(中部地方整備局 令和2年10月)
https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/r0210_kasen.pdf

(新設)

特記仕様書の
溶け込みによる
追加(巻末から
移動)

様式 1

予想される事故対策リスト(作成例)

位置番号	【事故の種類】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日

現行(令和4年7月版)	改正(令和5年12月版)				改定理由
	号				
	①	【挟まれ・巻き込まれ】 移動中の機械との接触による身体の転倒や挟まれ事故	・稼働させる機械の周囲への立入禁止措置 ・監視人の配置 ・機械移動範囲の地盤等安定保持	・機械と接触するときには、機械が作動しない状態であることを確認を徹底する	／ 関係口 関係口 関係口 （ ）
	②	【墜落・転落】 足場組立作業中の転落事故	・先行手摺の設置 ・安全帯の固定	・作業がない時は、足場への入口を塞ぐなどの予防対策も有効	／ 関係口 関係口 関係口 （ ）
	③	【地下埋設物】 ドリルやリッパ等による埋設管(線)の破断事故	・管、線の管理者、及び利用者に現地立会を求め、埋設位置を予め確認 ・確認が十分にできない場合には、監督員と協議の上、人力掘削による試掘を行う。	・個人所有の引込管等は存在が不明の場合もあることに留意する	／ 関係口 関係口 関係口 （ ）
	④	【架空線】 重機のブーム等による架空線の切断事故	・防護カバーの設置 ・高さ制限装置の設置 ・注意看板の設置 ・立入禁止区域の指定 ・選任監視人の配置	・施設管理者に施工方法等の確認、立会を求める ・関係作業員への施設情報等の周知徹底	／ 関係口 関係口 関係口 （ ）
	⑤	【第三者立入】 第三者の誤立入による接触、転倒事故	・進入防止柵等による立入禁止範囲と通行可能範囲の明示	・施工段階に応じて範囲の設定を変更し、隙間の発生を防ぐ	／ 関係口 関係口 関係口 （ ）
	⑥	【交通事故】 ダンプトラックと歩行者・自転車との接触事故	・交通事故のハザードマップを作成・配布し、運行時の危険箇所を周知	・運行経路、時間帯にも配慮する。	／ 関係口 関係口 関係口 （ ）
	⑦	【クレーン等の転倒】 アウトリガー据え付け箇所の不等沈下等によるクレーン等の転倒事故	・軟弱地盤の把握 ・敷鉄板の設置 ・改良、入替等による支持力の確保	・荷重作用の直前、直後、中間時における敷鉄板の沈下等の確認を行う。	／ 関係口 関係口 関係口 （ ）

現行(令和4年7月版)

改正(令和5年12月版)

改定理由

(新設)

特記仕様書の
溶け込みによる
追加(巻末から
移動)

記載例

「工事安全管理に関する特記仕様書」の様式1号「予想される事故対策リスト」
の確認は、担当監督員だけでなく主任、総括監督員など複数体制で行うこと。

様式1

予想される事故対策リスト

位置 番号	【事故種別】 予想される 事故	左記の 安全対策	対策に おける 留意点	確認日	確認日	確認日	確認日
1	●●●●	●●●●	●●●●	7/16 担当 <input checked="" type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input checked="" type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()	/	8/1 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input checked="" type="checkbox"/> (^h トロ-#)	/
2	●●●●	●●●●	●●●●	/	7/26 担当 <input checked="" type="checkbox"/> 主任 <input checked="" type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()	8/1 担当 <input type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 他 <input checked="" type="checkbox"/> (^h トロ-#)	/
3	【追加】 ○○○○ 事故	○○○○	○○○○	/	/	/	9/2 担当 <input checked="" type="checkbox"/> 主任 <input type="checkbox"/> 総括 <input checked="" type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> ()